

香芝市告示第212号

香芝市立保育所等の視察の受入れに関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年11月5日

香芝市長 三橋和史

香芝市立保育所等の視察の受入れに関する要綱の一部を改正する要綱

香芝市立保育所等の視察の受入れに関する要綱（令和7年告示第180号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、香芝市立保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）の視察（公益上必要な目的をもって保育所等に赴き、当該保育所等の実情等を調査することをいう。ただし、香芝市の市長及び副市長並びに香芝市教育委員会の教育長及び委員並びに香芝市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。）が行うものを除く。以下単に「視察」という。）の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(視察の受入日等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 視察は、保育所等の児童が降所し、又は降園した<u>時刻</u>以降の時間に受け入れるものとする。</p> <p>3 <u>視察を受け入れる時間は、1回につき1時間以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(視察の申請)</p> <p>第3条 視察を希望する者（以下「申請者」という。）は、視察をしようとする日から起算して<u>14日前</u>までに、保育所等視察申請書（第1号様式）に視察をしようとする保育所等の名称、視察の目</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、香芝市立保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）の視察（公益上必要な目的をもって保育所等に赴き、当該保育所等の実情等を調査することをいう。ただし、香芝市の市長及び副市長並びに香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の教育長及び委員並びに香芝市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。）が行うものを除く。以下単に「視察」という。）の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(視察の受入日等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 視察<u>を受け入れる時間</u>は、保育所等の児童が降所し、又は降園した<u>時間</u>以降の時間とし、<u>1回につき1時間以内</u>とする。</p> <p>(視察の申請)</p> <p>第3条 視察を希望する者（以下「申請者」という。）は、視察をしようとする日から起算して<u>1月前</u>までに、保育所等視察申請書（第1号様式）に視察をしようとする保育所等の名称、視察の目</p>

改 正 案	現 行
的、内容及び場所並びに視察を希望する日時を記載し、次の事項に同意をした上で、市長に提出しなければならない。	的、内容及び場所並びに視察を希望する日時を記載し、次の事項に同意をした上で、市長に提出しなければならない。
(1)～(3) [略] (視察の決定等)	(1)～(3) [略] (視察の決定等)
第4条 [略]	第4条 [略]
(1) 視察の目的が <u>専ら公益上のもの</u> であること。 (2)～(4) [略]	(1) 視察の目的が <u>公益上必要なもの</u> であること。 (2)～(4) [略]
2 [略]	2 [略]
3 視察に関する事務を所掌する課の長は、前項の規定により視察の受入れが決定されたときは、保育所等の施設長その他関係する課室の長に当該視察の内容等を通知するものとする。	3 視察に関する事務を所掌する課の長は、前項の規定により視察の受入れが決定されたときは、 <u>市長公室秘書広報課長</u> 、保育所等の施設長その他関係する課室の長に当該視察の内容等を通知するものとする。
4 [略]	4 [略]

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。